

指定予防型通所介護サービス事業所 デイサービスはなぶさ 重要事項説明書

令和 年 月 日

公益財団法人 慈愛会

デイサービスはなぶさ

公益財団法人 慈愛会
指定予防型通所介護サービス
事業所
デイサービスはなぶさ
鹿児島市小原町 8-3

指定予防型通所介護サービス デイサービスはなぶさ 重要事項説明書

1. 事業所の概要

- ① 事業所名 公益財団法人 慈愛会 デイサービス はなぶさ
- ② 事業者所在地 鹿児島市小原町 8 番 3 号
- ③ 電話番号 099-284-5663
- ④ 代表者 管理者 堅山 佳祐
- ⑤ 設立年月日 平成 19 年 4 月 1 日
- ⑥ 介護保険指定番号 4670103995
- ⑦ 職員の基準 15 : 1 以上
- ⑧ 加算体制 サービス提供体制強化加算・介護職員処遇改善加算・科学的推進体制加算

2. 提供するサービスの第三者評価の実施状況・・・第三者評価受審（ 有 ・ 無 ）

「有」の場合

実 施 日	年 月 日
評 価 機 関 名	
評価結果の開示方法	

3. 指定予防型通所介護サービス事業所の目的と運営方針

指定予防型通所介護サービス事業所 デイサービス はなぶさ（以下「当事業所」）は、要介護認定において要支援 1，2 と認定された利用者（以下「利用者」）の心身の特性を踏まえて、自立支援の観点及び目標指向型のサービス提供を行うことにより心身機能の維持向上を図ることを目的とした事業所です。

この目的に沿って、以下のような運営理念及び方針を定めております。

当事業所の運営理念及び方針

運営理念

『自然と人と地域とが調和するコミュニティスペース（共同体の集う場所）の構築』

- ① ご利用者が健康で明るく、楽しい生活を送れるように、個人を尊重します。
- ② 自然と仲間とのふれあいの場を提供いたします。
- ③ 地域と他介護保険事業所等との連携を深め、ご利用者やご家族が安心できるひとときの提供をいたします。

4. 業務体制

職種	配置人員数	業務
管理者	1 名	事業所全体の運営・管理
生活相談員	1 名以上	利用者や家族、ケアマネとの相談・連絡調整
看護職員	1 名以上	健康管理や医療的対応
介護職員	1 名以上	日常生活の介助や支援
機能訓練指導員	1 名以上	運動や訓練で身体機能の維持を支援

※必要な人員を配置しています。

5. 利用定員・利用時間・利用回数

利用定員 30 名／日（通所介護利用者も含む）

利用実施日 月曜日～土曜日（祝・祭日も、実施いたします）

営業時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

サービス提供時間 （通常）午前 9 時 30 分～午後 4 時 40 分

定休日 日曜日、年末・年始（12 月 31 日～1 月 3 日は原則休業）

利用回数の目安 要支援 1 の方・・・1 回／週（午前 9 時 30 分～午後 4 時 40 分まで）
 要支援 2 の方・・・2 回／週（午前 9 時 30 分～午後 4 時 40 分まで）

6. サービス内容

① 予防型通所介護サービス計画の立案

介護予防サービス計画書に基づいたデイサービスに
おけるサービス内容の計画書

② 介護

食事、入浴、排泄等の必要に応じた介助

③ 健康管理

看護職員をはじめとした健康状態の確認

④ アクティビティ（レクリエーション）

レクリエーション、体操など

⑤ 食事

⑥ 相談援助サービス

利用者及び家族からの介護上の相談等をお受けいたします。

⑦ その他自立への支援

7. 利用料について

予防型通所介護サービスの利用料は、鹿児島市長が定める基準の額となります。要支援1及び2により異なります。また、利用料はひと月単位でのご負担金となります。

予防型通所介護サービス費（入浴・送迎含む）ひと月あたりの自己負担金

	一月あたりの自己負担金（1割負担の場合）
<u>要支援1の方</u>	<u>1798 円／月</u>
<u>要支援2の方</u>	<u>3621 円／月</u>

その他のサービス（減算分）

- 送迎減算～送迎を行わない場合 片道につき **－47 円**
- 業務継続計画未策減算～業務継続計画（BCP）が未策定の場合
- 高齢者虐待防止措置未実施減算～虐待の発生や再発防止の措置を行っていない場合

その他のサービス（加算分）（1割負担の場合）

・サービス提供体制強化加算（I） **要支援1** **88 円／月** **要支援2** **176 円／月**

・科学的介護推進体制加算 **40 円／月**

・介護職員処遇改善加算（I） ロ 介護報酬総単位数に対して 12.0%相当が相当

介護給付以外（ご利用回数分必要になります。）

○食費 **670 円**

※当日の利用中止(キャンセル)の場合は食事代 670 円を頂きます。

その他の費用

- 教養娯楽費 **実費** ※利用者の楽しみや生活の質（QOL）向上のための費用です。
- 訓練材料費 **実費** ※機能訓練やリハビリ、認知機能維持のために使用する費用です。
- 物品費用 **実費** ※マスク、リハビリパンツ、尿取りパッドなどの消耗品

※その他当事業所の物品を使用した場合は実費をご請求させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

8. 他機関・施設との連携

当事業所では、利用者の状態が急変した場合、速やかに協力医療機関等へ対応をお願いするようにしております。その際は、利用者の情報を協力医療機関等へ提供いたしますのでご了承ください。

協力医療機関

今村総合病院（救急・総合）

住所 鹿児島市鴨池新町 11-23 電話 099-251-2221

いづろ今村病院

住所 鹿児島市堀江町17-1 電話 099-226-2600

9. 緊急時の対応

緊急時は、管理者の指示で対応し、主治医と契約書にご記入いただいた連絡先にご連絡いたします。その際は、利用者の情報を協力医療機関等へ提供いたしますのでご了承ください。

10. 利用の中止・変更・追加

- 利用予定日の前に、通所介護サービスの利用中止、変更、または、新たなサービスの利用を追加することができます。この場合は、サービス利用予定日の前日までに、当事業所と介護支援専門員（ケアマネジャー）に申し出てください。
- 利用の中止の申し出が、利用予定日の前日までに無い場合には、当日の食事代が発生いたします。
- サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、希望日にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日を提案いたします。

利用中止・変更等の連絡先

指定予防型通所介護サービス事業所 デイサービス はなぶさ

電話番号 099-284-5663 （直通）

11. 秘密保持について

- ① 当事業所は正当な理由が無い限り、利用者に対するサービス提供にあたり知り得た利用者及び代理人・身元保証人の秘密、個人情報を漏らしません。
- ② 当事業所は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者及び代理人・身元保証人の秘密、個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- ③ サービス担当者会議で知り得た利用者及び代理人・身元保証人の秘密、個人情報を用いる場合は、利用者及び代理人・身元保証人の同意を得ない限り、その個人情報を用いません。

12. 非常災害対策

当事業所職員は、常時において災害事故防止に努めるものとします。

非常災害対策として、当事業所は、年間計画に基づき年2回の防災訓練を行うものとします。

年2回（※介護老人保健施設 愛と結の街と共同開催）

13. サービス利用にあたっての留意事項

① 外出について

- 通所介護サービス利用中の外出はできません。

② 喫煙について

- 全面禁煙とさせて頂いています。

③ 所持品・備品の持ち込み

- 所持品には、全てご記名して頂くようお願いいたします。

④ 金銭・貴重品の管理

- 金銭・貴重品は、原則として当事業所でのお預かりはいたしません。又、多額の現金や貴重品は、お持ちにならないようお願いいたします。

⑤ 通所介護サービスご利用中の病院受診について

- 介護保険法により、サービスご利用中においては、緊急やむを得ない場合を除いて医療機関への受診はできません。

⑥ お薬について

- 利用時間内にお薬を飲む必要がある方は、そのお薬をご持参ください。尚、サービス利用中にお薬を病院等へ取りに行くことはできません。

⑦ 送迎に関して

- 送迎時間は、その日の利用状況や交通事情で変更になることがございますのでご了承ください。
- 原則、当事業所と自宅間の送迎となります。その他の場所へのお迎え・お送りはできません。

⑧ 禁止事項

- 当事業所では、多くの方に安心して居宅での生活を送っていただくために、利用者の「営利活動、宗教活動、特定の政治活動」を禁止いたします。
- 利用者間での物品、特に食べ物の受け渡しは禁止しております。
- 職員の目の行き届かない所での食品の受け渡しによる、誤嚥や窒息、食中毒が発生した際には責任を負いかねます。多くの利用者は様々な疾患を持っておられ、飴玉ひとつでも重篤な危険を招く場合がありますので、食べ物を渡さない、受け取らないようにしてください。尚、職員へのお心づけも固くお断りさせて頂いております。
- 利用者間での連絡先の交換やサービス提供時以外の交流については禁止しておりますが、トラブル等発生した場合、当事業所は関知致しません。

14. 要望及び苦情等の相談

当事業所に対する要望、苦情等がございましたら、生活相談員等へお気軽にお申し付けください。また、「ご意見箱」も備え付けてございますのでご利用ください。その他の相談窓口は契約書第 11 条に定められていますので、ご参照ください。